唐津市立浜崎小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険 を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むことが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見·早期対応、 ③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むた めに基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、 児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、その 他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

- (1) 学校いじめ・体罰等対策委員会の設置と役割
- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「学校いじめ・体罰等対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を置く。いじめ防止についての対策委員会の役割は、要綱の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員及び体罰に関すること等についても要綱で定める。
- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。
- (2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校 づくりを行う。

居場所づくり ~いじめが起きにくい学校~

学校生活が原因となる児童のストレスを減らし、児童が他人を攻撃したり、攻撃に同調・加担したりすることのない、潤いに満ちた学級や学校をつくりだしていく。授業や行事の中で、どの児童も落ち着いていられる場所をつくりだすことで、深刻ないじめが発生するリスクを抑える。

絆づくり ~いじめに向かわない子どもの育成~

他人を攻撃しないですませられる強さや自信を児童がもつうえで、人と関わることを喜びと 感じる体験は不可欠である。そのためには、全ての児童に充実した集団体験を提供することが重 要であり、授業や行事の場面が「絆づくり」の場となるようにすることが大切である。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を 身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教 育の取組を行う。

(2)「いじめ防止強化月間」の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を 集中して行う。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

小学校といえども、児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。(保護者への啓蒙も含む)

(4) よりよい学級集団づくりのための取組

児童を対象に、「Q-U テスト」等、各種アンケートを実施し、よりよい学級集団をつくるための客観的なデータとして活用する。

(5) 自己肯定感を高めるための地域との連携

地域や外部の人材の協力を得ながら、体験的な活動を通じて児童の自己肯定感を高め、規範 意識を醸成する。また、学校だよりやPTA総会、学校評議員会等を通じて、いじめが児童の 心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解 を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

- (1) 相談体制の整備
- ① 担任による面談

教育相談月間を設け、いじめに関するアンケート結果をもとに個人面談を行い、学校での生

活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② 教育相談担当を中心とした相談体制の強化 教育相談担当は、スクールカウンセラーや関係機関の専門家と担任との連絡・調整役を務め

るとともに、研修会や事例研究会を開いて教職員の研修充実を図る。

③ スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒·保護者に周知 する。

④ 相談窓口の連携機能の充実

県が設置する学校いじめホットライン及び心のテレホン(365日24時間対応)の電話相談窓口や、警察が設置する少年サポートセンターにおけるヤングテレホンや精神保健福祉センターの佐賀こころの電話等関係機関の相談窓口も広く知らせるとともに、いじめの早期発見・早期対応のため、関係機関と連携を図る。

(2) いじめに関するアンケート調査

標準様式及び学校独自の生活アンケート調査を活用し、年3回(5月・10月・2月)のアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害 児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り等調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

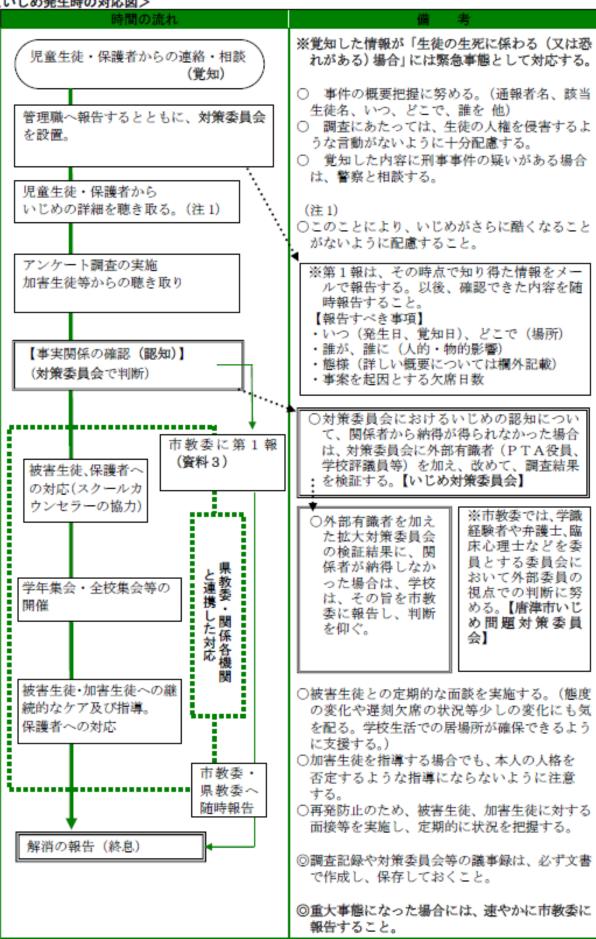
② いじめの認知

いじめの定義に従い、いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者の対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに、事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。また、認知後1週間を目途に教育委員会に第2報を行う。

なお、いじめがすでに終息したものであれば、担任等により被害・加害児童への指導を 行い、管理職にその内容を報告する。

(2) 重大事態への対応

学校において重大事態が発生した場合又は被害児童や保護者等から重大事態の申し立てがあった場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は市長へ報告し、対策本部を設置するので、学校は連携して事案に対応する。



7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3ケ月以上経過観察を行う、通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」にいたった場合は教育員会に報告する。

8 職員研修

4月 ・・・ いじめの定義、対応についての研修会

8月 ・・・ いじめへの対応能力を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会

3月 ・・・ いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取組む。年度末に評価を行い、次年度に向け取組みの改善にいかす。